

第五十一回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十四号

昭和四十一年四月七日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 岡崎 英城君

理事 大石 八治君

理事 和爾俊二郎君

理事 華山 親義君

理事 龜山 孝一君

理事 登坂重次郎君

理事 村山 達雄君

理事 安井 吉典君

出席國務大臣

自治大臣 永山 忠則君

出席政府委員

建設事務官(大臣官房會計課長) 多治見高雄君

自治政務次官 大西 正男君

自治事務官(行政局長) 佐久間 彌君

自治事務官(財政局長) 柴田 護君

委員外の出席者

大蔵事務官(主計官) 佐藤 吉男君

労働基準監督官(労働基準局監督課長) 藤縄 正勝君

専門員 越村安太郎君

本日の会議に付した案件

地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出第六九号)

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出第七八号)

地方自治に関する件

○岡崎委員長 これより会議を開きます。

地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案の両案を一括議題とし、質疑を行ないます。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。華山親義君。

○華山委員 地方交付税法の一部を改正する法律案と地方財政の特別措置に関する法律案の提案理由をお伺いいたしましたが、それを文書にいたしました五ページであります。五ページの(1)河川事業費、道路事業費等の公共事業費の地方負担に要する経費の財源として地方債が大幅に増額されることに伴い、投資的経費にかかる基準財政需要額の一部を地方債に振りかえるため、関係費目の単位費用を改めるとともに、測定単位及び測定単位の数値の補正方法について必要な特例を設け、こういうふうにして説明されております。これにつきましては、交付税の本質にも関することでございますのでお聞きしたいのでございます。

交付税の算定基準といいますが、そういうふうなもの、河川事業なり道路事業費等について、これだけの地方財政需要があるということによってきめらるべきものであり、それを向上することによって地方財政の行政水準も向上し、あるいはこれによって平衡が保たれるという趣旨であるべきであつて、地方債が増したからこつちを減らすのだというふうな性質のものではないように思うのでございますけれども、これについて、本質にも関することでございますから、自治省当局の御意見をお聞きしたいと思います。

○柴田(議)政府委員 お尋ねの問題は、投資的経費に対します財源措置の方法をどのような形でやるかという問題に關連するのであらうと思つてございいます。いままで私どもがとつてまいりま

した態度は、国が非募債主義をとつてまいつておりますので、地方公共団体につきましてもやはり非募債主義とまではいきませんけれども、非募債主義に近い体制に近づけたらというところで、投資的経費の財源も交付税の基準財政需要額の算定を通じて与えていくのだ、こういう方向をとつてまいつたわけでございます。しかしながら、今回の措置の場合には、国におきましても一般財源と公債財源との振りかえをやつて、言うならば事業の繰上り上げ施行のような形、将来の繁栄を財源見返りとする公債を発行して事業を繰り上げて施行するようになつていくわけでございますけれども、そういうことになつて、地方においては、地方財政につきましてもある程度それにつき合わざるを得ない、そのために特別事業債千二百億というふうな問題が起つてきたわけでございます。したがつてそこには、従来のやり方と、昭和四十一年度におきまして投資的経費の財源措置のしかたの間に、やり方そのものに変更があるわけでございます。

したがつてこの書き方が、説明のしかたがあるいはまずいかもしれませんけれども、地方債が大幅に増額されるということは、その裏にはそういうた財源措置のやり方に非常に大きな変更がある。それが将来にわたるものなのか、ことしだけにわたるものなのかということはまだ問題が解決されてない。したがつて地方財政措置の態度といたしましては本年度限りのことであつて、明年度以降は本来の姿に戻るのだ、こういうたてまえにいたしておるわけでございます。したがつてこのことだけをとりえますと、いろいろ問題がとつびな問題のように考えられるわけでございますけれども、そういうことを考えてまいりますと、問題はやはり投資的経費の財源措置のしかたを地方債の発行を通じて将来にわたつて長く財源措置をするか、あるいは単年度で思ひ切つて財源保障をす

るか、それだけの問題ではないかと思つております。ことしは諸般の情勢上、四十一年度におきましては、言いますならば将来の税源を見返りにするわけでございますので、いわば分割払いみたいな形で財源措置をするという方法をとつたわけでございます。したがつてその間に財源振りかえを行なわざるを得なかつた、こういうふうな事情でございます。

○華山委員 自治省といたしましては、従来のとおり交付税の性格を変えるものではない、ことしは異例のような状態になつたのでこういうふうなかつこうにしたのだというふうな了解をいたしますが、しかしことしは異例なのか、あるいはこのような状況が長く続くのであるか。大蔵大臣等の説明によりますれば、このような状況がことし特有のことではなく、長く続きそうな状況に考えられます。したがつて、この交付税法というものはいままでのような觀念でやれないのではないだらうかというふうな気持ちもいたします。私らそのほうがいいのか悪いのかわかりませんが、端的に言うならば、もう従来どおりにやつて、それを調整する額が少なからずその調整分を公債でやるのだ、このほうがむしろ然る態度ではなかつたかと思つておりますが、御所見でもありましたら……。

○柴田(議)政府委員 やはり金が足らぬから借金で埋めるのだという態度をとつたらどうかというふうなお話でございます。そこはそれほど簡単に割り切つておるわけでもございませんで、やはり私どももいたしましては、単年度で一般財源でもつて始末をしてきたものを、この分だけは将来の税源を見返りにする長期的な財源保障に切りかえざるを得ない、そういう考え方をとつていくことが地方の財政運営の実態にも即応いたしますし、また今日地方財政が置かれた客観的な情勢を

考えてまいりますならば一番妥当な考え方であり、方法ではなからうか。もとよりそれは異例な措置であります。しかし、そういう考え方をとりますることが地方財政の健全運営というものを考えれば一番妥当と考えたのでございます。お話のように、この状態が将来続くかどうかという問題は問題があります。それは一にかかつて経済の回復がどのような形でなされるか、どのようなデンプでなされるかということにかかつてくるのであります。来年度以後も同じような問題が続きますならば、その時点で立つて、もう少し掘り下げた段階で、投資的経費の財源付与のしかたをどうするかという基本問題とにらみ合わせて考えていかなければならない問題であると考えておりますが、現段階といたしましては本年度限りの措置として措置をいたしたい、かように考えておるわけであります。

○華山委員 交付税のワクがきまつておつて、基準財政需要に基づきましてそれをどう分けるのか、どういうふうにするのかということにつきましまして基準財政需要額というものが出てくるのか、あるいは基準財政需要額というものが一応考えられて、そして交付税額というものをそれにできるだけ合うように固まめるのか、こういう問題については、私は基本的な問題があるかと存じます。しかし、いままで市町村、自治体は、こういうふうなことになるでございまして、それによって一応財政、行政基準というふうなものが出てきたわけでございまして、私が考えますのにも、もちろん交付税率というものを上げて従来の財政需要額というものをくずさないようにするのが適当じゃないか、こういうふうな考えますが、この点につきましては、次官、どういうふうにお考えになりますか。

○大西政府委員 お尋ねでございますが、これは簡単に一つの理論と申しますか、それだけで事柄を決するわけにもまいらぬのではないかと思うのであります。したがって、いまの地方財政の問題に関連をいたしまして、今回の措置が、先ほど

局長との間に応答がございましたように、本年度は臨時の措置として考えられておるわけでございますが、こういう日本経済情勢あるいは財政情勢が続きますとしますならば、この問題はまた根本的に考え直していかなければならぬことではないかと思ひます。したがって、来月から地方制度調査会第十一次の発足が予定をされておりますが、この調査会におきまして、いわゆる国と地方を通ずる財源の再配分問題とか、あるいは公共事業推進下における地方財政のあり方とかいうことも御審議をいただく予定でございまして、そういう問題を、あるいは御審議を通じて、自治省におきましても自主的にこの問題もあらん考えていかなければならない問題だ、このように考えております。

○華山委員 地方財政計画にも触れますけれども、このたびの地方財政計画におきまして元利償還、いわゆる公債費が上がるわけでございまして、その今年度分の利子を算定されているわけでございまして、その利率をどんなふうにお考えになつておりますか。

○柴田(護)政府委員 千二百億円のうち、七百億円は公債費でございます。公債費の利率につきましては、七分三厘の利率でもって計算をいたし、政府資金につきましては、もちろん六分五厘で計算をいたしております。

○華山委員 いますぐおわかりになりませんか。平均いたしまして、金利はどのくらいになりますか。

○柴田(護)政府委員 御質問の趣旨は、千二百億の金利でございましょうか。

○華山委員 全部の地方債の金利です。

○柴田(護)政府委員 全部の地方債でございまして、今年度予定をいたしております地方債につきましては、二千九百億のうちで公債費は七百二十億円でございまして、あとは全部政府資金でございまして、したがって地方債計画上の、つまり一般会計上の地方債の金利といたしましては、せいぜい六分六、七厘程度のものじやなからうか、公募

債の額は非常に低くございまして、ほとんど政府資金を若干上回る程度の金利にならうかと思ひます。

○華山委員 国債はどうでございまして、大蔵省の方に伺ひたいと思ひます。

○佐藤説明員 お答え申し上げます。

国債の金利は、表面六分五厘でございまして、これに発行諸費等が加わりまして、約六分八厘ということになつております。

○華山委員 大体において、地方債と国債の間に金利についての違いというものはないお見込みでございまして、みなひつくるめて。

○佐藤説明員 国債の中には、金利の種類がいろいろあるわけでございまして、一番大宗をなしますものは、四十年度二千五百九十億、四十一年度七千三百億、この新しい公債でございまして、これの発行者の金利負担というものは、先ほど申し上げましたように、約六分八厘でございまして、それから、そのほかに戦前の古い国債がござい

ますが……

○華山委員 今年だけでいいです、今年の発行だけで。

預金部資金のほうはどうなつておりますか。

○佐藤説明員 資金運用部資金は、これは資金の内容が区々にわたつておるわけでございまして、その中で一番多いものは郵便貯金でございまして、郵便貯金としましては、まず第一に郵便貯金者に金利を支払う。それと郵便貯金の事務費、つまり郵便局でそういう郵便貯金の受け払いの仕事をします事務費を支払う。その二つを合せて、一応十年で六分五厘という金利を資金運用部から郵便貯金特別会計へ支払つておるわけでござい

ます。そのほか簡易保険の過去の積み立て金部分であるとか、あるいは厚生年金保険積み立て金であるとか、失業保険等の各種の資金がござい

ます。これに對します資金運用部からの金利も預託期間の長短に応じてやつておるわけでござい

まして、最高は、さっきの郵便貯金と同じ六分五厘でござい

ます。短いものはもっと低くなつておるわ

けでござい

けでござい

○華山委員 私も算定はいたしかねたのでござい

ますけれども、とにかく国も地方も——地方は前

からあると思うのでござい

ますが、起債ということに踏み切つたわけでござい

ます。したがって、国の負担する金利、地方の負担する金利、こ

うものは、少なくとも同じようなレベルでなければいけないと思ひますが、もとのものは別

にいたしまして、今年度の起こされる起債につ

いての金利、それは予算を編成する際に金利とい

うものは計算されておるはずでござい

ますから、その金利というものと、起債額とい

うものが出てくるわけでござ

いますから、どういふふうな関係になつてお

るのか。ちよつと考えますと、いまの六分五厘とい

う預金部の金等が多くなれば、政府資金が多くな

れば、金利は低くなるという傾向がござい

ます。地方のほうは、まだ確定いたしません

が、地方の銀行等で持つておる金というものは



いますか、そういった面からの要請もございまして、特に促進しようということで、従来の方針をさらに強化して促進をしたいということで努力しているわけでございまして、こういった事業は年度当初から執行して、年度内に事業の執行を終わるという事態を理想としているわけでございまして、今後とも努力をしていきたい、こういうふうに考えております。

○華山委員 そういうふうな政府の方針、これは農林省も同じだと思いますが、建設省の方針であるならば、補助事業についての地方庁の機構を変えてもらわなければ困る。現在の職員がどんなふうな過労の状態になっているのか、現場職員がどんな過労の状態になっているのか、そういうことがおわかりになっておりますか、あるいは耳に達していらっしゃいますか、どうでございしますか。

○多治見政府委員 地方の機構その他の全般的な問題につきましては、私からお答えするのにはちょっと適当じゃないかと思ひますけれども、特に事業を年度前半に促進しようということで、従来以上に御努力をお願いしているわけでございまして、そういった点からいろいろ問題はあらうかと思ひます。それでわれわれのほうにもいろいろ事務的にこういった点が問題だということなことはお話しございしますので、できるだけそういった点を一つ一つ解決して、事業の促進をしたいということで目下努力しているというふうな事情でございします。

○華山委員 先ほどお話のあったとおり、いろいろな点を一月繰り上げたということのために、現場の職員の苦勞というものは、これはたいしたものでないです。大体超過勤務時間百時間、そういうふうな者がおります。局長は技術者の方でいらっしゃいますかどうか私は存じませんが、ああいふふうなこまかい設計図というものを朝から晩まで、夜中までそんなにやれるものではないのじゃないですか。ほかの書類は見られるかもわからぬけれども、ああいふこまかな製図などというものをそんなにやれるものではないと私は思ひます。

みんなもそう言っております。病人が續出しておる、こういう状況でいまやっております。お聞きするというと、こういうふうなことをこれから毎年お続けになるようでありませうけれども、それは私は無理じゃないかと思ひますが、どんなお考えを持っておりますか。

○多治見政府委員 その点につきましては、われわれも法律あるいは政令等で規定されております範囲内でできるだけ簡略化したいということで、すでに都市計画事業、河川事業、道路事業等につきまして、補助金の申請をする場合に添付する書類を簡略化するというところで、できる範囲ではある程度実施しておりますが、なお今後そういった点で簡略化できる点がございましたら、検討の上簡略化していきたいというふうに考えております。

○華山委員 簡略化することによって、現場職員にはあまり過勞な状態はもたらさない、こういう意味でございしますね。そうでございしますか。

○多治見政府委員 そういうことを考えながら検討を進めておるわけでございしますが、なお設計書等につきましては、個々に詳細に検討いたしまして、省略できるものは省略していこうということをやっております。

○華山委員 建設省の方に最後にこの区切りといたしましてお聞きいたしておきますけれども、非常にいま現場の土木職員というものが、あるいは農業の土木職員というものが過勞な、過酷な状態にあるということはお認めになりますか。そんなことはないんだというふうにお考えになりますか。いかがでございしますか。自治省のほうは人をふやしておるといふが、いままで二月か三月月でかかっていたものを一月繰り上げたという。これは過酷な状況になるのはあたりまえです。いわんや、東京都は私は存じませんが、いなかにも参りますと、外部に出すなどということはできません。それで実態から申しますと、県庁職員が足りないから、あまり熟練はしておりませんけれども、市町村の土木職員を集めてやっております、そう

いうふうな状態なんです。そういうふうな勤務者に、非常に過酷なしわ寄せが来ているということでは、いままであまりお耳に入っておりませんでしょうか。

○多治見政府委員 事業の施行の促進につきましては、ある程度御協力をお願いしなければならぬということもあらうかと思ひますが、それぞれの各公共団体の事情によつていろいろの違いはあると思ひます。過酷な労働条件といふますが、そういうことは何っておりますが、われわれといたしましてはできるだけ事務的その他簡略化いたしまして、そういった事態のないように、今後とも十分検討を進める努力をいたしたい、こう考えております。

○華山委員 労働省の方おいでになっておりますか。――きょうは局長がお見えにならないということではございしたので、政治的なことでもございしたならば、お答え願わなくても御報告をお願いしたい。

ただ法律の解釈等についてお願いをいたしたいのでございしますが、労働基準法は、条項によりましては、地方公務員の現場職員につきましては適用がございしますね。その点お聞きしなくてもわかつているのですが、そうでございしますね。ちよつとお聞きしておきます。

○藤縄説明員 地方公務員の労働基準法適用関係につきましては、御承知のとおり一般的には地方公務員法五十八条に規定がございまして、二、三の規定を除きまして労働基準法は適用があるわけでございしますが、一般の非常勤職員等につきましては監督権限が人事委員会あるいは地方団体の長というところになっております。ただ現場の土木出張所につきましては従来から問題がございまして、昭和二十七年に例規を出しております、これは単に事務的な仕事に従事するだけではなくて、現場に監督その他おむきまします、これは全面的に適用がある、監督権限も私どものほうにあるというふうに承知いたしております。

まは土木出張所等の現場でございしますが、そのほかにもいろいろなところにこの基準法の適用がございしますね。ちよつとおしやつていただけたらせんか。どんなところに適用がありますか。

○藤縄説明員 ただいま申し上げましたように、二、三の条文を除きまして基準法自体は地方公務員に適用があるわけでございしますが、事務職等のいわゆる非現場につきましては監督権限が分かれておるといふことでございします。なお、私どものほうで監督権限も持つております、つまり通常の民間と同じような取り扱いをしておりますものは、いまの土木出張所でありまして、あるいは保健衛生の事業等でございますとか、あるいは御承知の公営企業でございますとか、あるいは単純業務につきましては若干の例外はございしますが、ほぼ全面的に基準法の適用があるということでございます。

○華山委員 労働基準法によりますと、そういうふうな現場の職員、そういうことになりまして、これは超過勤務につきましてはその所長と労働組合、または労働組合のない場合には過半数を代表する者との間に協定を結ばなければいけませんね。そうなりますね。

○藤縄説明員 おつしやるのとおりでございまして、労働基準法三十六条の規定でさうになるわけでございします。

○華山委員 自治省のほうにお伺いいたしますけれども、職員局関係の方、きょう来ていらつしやいませんか。――私の見るところでは、全国的に見まして、これが実際にこなされていらないのです。きょうはその関係の方面の局長さんのおいでにならないそうですから、残念でございしますが、これはやらなければ所長というものは処罰されるのです。懲役または罰金に処せられる。そういう違法なことを自治省が見のがしている法はない。必ずやらすべきです。次官、どうですか、こういうふうな実態について。

○大西政府委員 そういう事態があるかないかは私いま即答いたしかねますので、調べましてか

ら、一応あればお答えいたします。ただ、今回の公共事業促進に関する問題につきましては、先ほど来委員が御指摘のように、関係の職員について従来よりも作業量がふえてくるであろうということについては十分想像されるのでございます。ただ、この促進に關しまして、地方団体のほうからそういう点についてチェックをしてきているところは現在のところどこもないということは事実でございます。

○華山委員 私が聞きしているのはそういうことではないのです。そういうようなことを県当局が法律を守らない、そういう状態にあることについてどうお考えになるかということをお願いしているのです。

○大西政府委員 その問題は、冒頭にお答え申し上げましたように、実情を私存しておりませんので、実情に即してお答えができませんのでございますが、かりにそういうことがありますならば遺憾なことではございまして、そういうことのないようにいたしたいと存じております。

○華山委員 私の見るところでは、大多数の県がこれを実行しておらないと思う。これは府県知事の怠慢です。処罰される人、罰金または懲役に処せられるのは事務所の所長ということですが、ほかのこの監督は厳重なごさいいますから、そういう監督を厳重にしていだきたかった。

それ、お伺いいたしますけれども、その際に私の知っておる県、どこだと言われればいつでも申し上げられますけれども、大体協定は四十時間というところになっております。超過勤務の協定は四十時間以内と協定しておる。大体一月四十時間、これが適当な時間なのかと思ひますけれども、ひとつこれについて労働省のお考えを伺いたい。

○藤澤説明員 労働基準法三十六条に基づきまして労働協定が行なわれます場合に、時間外労働が、許されるわけでございます。その限度につきましては、法令では別段の規定をいたしておらないわけでございますが、もとより法の趣旨からいまして、あくまでも例外的に時間外労働を認

める趣旨でございますから、あまりに長い協定というものは、この趣旨からいって好ましくないというふうに思われるわけでございます。現在、産業全体で大体所定外の労働時間が月間十六時間くらいでございます。それから三六協定の実績を見ましても、大体せいぜい一日二時間ぐらゐのところが限度でございます。いま先生がおっしゃる四十時間というものが月間の時間であれば、ほぼ適当なところではなからうかというふうに考えます。

○華山委員 私が申し上げましたのは月間でございまして、それで大体におきましてその県では、四十時間という協定を結んでおる。ところがこのたびのこの事態でございます。四十時間でするものではないのです。これを破ったならばみな所長は処罰されますよ。それでいいのでしょうか、建設省。

○多治見政府委員 ちょっと私からお答えするのは適当ではないと思ひますけれども、こういう事態が起きないように、法令の範囲内でできるだけ促進していきたいということで努力するつもりでおります。

○華山委員 普通の場合に四十時間を限度として、それも労働省のお考えによれば適当であるうーあるいは長過ぎるのかもしれぬという印象を私受けましたけれども、そういう協定をやっておる。その協定の中で一月も早くやれということは無理な注文です。県庁に対しては無理な注文じゃないかもしれませんが、勤労者に対しては無理な注文だと思ひます。それで、こういうふうなことを政府がやったために、そんなことは万一にもないと思ひますけれども、労働基準法が發動したならば、これはその辺の現場の所長はみな罰せられますよ。みな処罰されます、やれつこないのですから。したがってその県では、しかしこういう事態については協力しなければいけないというので、これを六十時間に延ばした、この場合に限って六十時間ということにいたしましたわけ

でございます。六十時間ということは、一日のくらくらになりますか。三時間くらいでしょう、休

みもありますから。そういうふうな毎日毎日三時間の超過勤務をしておるわけですね。病人が出るのもあたりまえです。そういうふうな状況、そうして、しかし実際は六十時間でも間に合わないのだ。実際は、私が実際に調べたところによりますと、百時間という超過勤務をしておる人がいる。そういう人々で、測量をする人もおります。図面を書く人もおります。そういう人々は、それはほんとに疲れていると私は思うのですよ。そういうふうな事態におきまして、基本的にこれは自治省の問題かもしれませんが、建設関係の機構、人的機構というものを要えなければ、来年からもこういうことをやるといふのでは、できません。労働基準法を破つてもやるんだということなら別だが、これはできません。どうですか。お考えになりますか。考えていただきたい。

○多治見政府委員 われわれ事業の促進をはかる上におきまして、できるだけ地方公共団体のそういう実態を、われわれのほうにいたしまして把握いたしました。そういう無理のないようにということではいろいろ検討いたしております。現実に昨日も知事会議のほうからいろいろ御要望がございました。検討すべき点はいろいろ点があるというこまかい事務的な点まで御要望がございまして、それに沿って、法令の範囲内でできる限りの促進をやるといふ趣旨で、いまお話のありましたような事態を生じないように今後とも検討を続け、努力していくつもりであります。

○華山委員 自治省に伺いますが、こういうふうな状態が来年も続くということではございまして、けれども、それでも土木関係の技術者は人をふやしてはいけませんか。とにかく人はふやすなということではございまして、こういうふうな状態におきまして、土木関係の職員というものは人はふやさないんだ、欠員不補充でいくんだ、こういう方針を堅持されますか。

○柴田(護)政府委員 欠員不補充主義ということでは、これは政府もそういう方針をとっておりますし、地方公共団体におきましても同じ方向、同じ方

針で処理をするということになっております。実際問題といたしまして、技術者等におきまして欠員が生じておるといふことが起こっております。事実でございまして。しかし、もうでないとあるわけですね。したがって、一般現象として労働が非常に過重になってどうにもならぬのだという事態になれば、それはその事態に処して対処しなければならぬのであって、ここで欠員不補充だ何だということ言ってみても始まらない。やはり仕事をするといいことになりません。問題は、しかしなるべく少数の人員で能率をあげるということでありまして。人さへふやせばいいというわけでもありませんし、やはり能率をあげる人を少なく雇って、そして能率をあげてもらふ方向に漸次脱皮をしていただく。その方法として、欠員不補充というののも一つの方法でありまして、あるいはまた別途、漸次少数精鋭主義に切りかえていくという方針をもって人事行政を進めていくということも方法であらうと思ひます。何も欠員不補充ということだけをきめたから一切がつかないというふうな苦しいことを申し上げておるのではないのでありまして、方向は、やはり人件費全体というものを考えました場合に、少数で能率的な行政ができるような方向に進んでまいりたいということが本旨であらうかと思ひます。

○華山委員 この際でございますから、私、労働省にお願いしておく。

労働省は、この前も私、お聞きしたところが、現場を監督する職員は一千の現場について一人、一人の職員が一千の現場を監督しなければいけないというふうな状況で、非常に手薄だということでは、私わかつておりますけれども、とにかくこういう経緯で各地の職員というものが非常な過労におちいつておりますから、その実態を調べていた

だきたい。そしてこのような労働協約がほんとうに結ばれているのかどうか、そういう実態を調べて、そして政府の参考に資していただきたいと思ひます。決して建設省を信用しないわけじゃござい

ませんけれども、実態を見て、実態を見てと言われまされども、実態、何を見るのかちつともわからない。あなたのほうは労働専門家じゃないのですから、実態を見たつて、土木のことはわかるでしょうけれども、そうわかるものじゃない。労働省のほうと協力をして、便宜を与えて、実態を調べていただきたいと思います。

それから労働省の方に伺いますけれども、こういうふうなことに、官庁のことはあまりかまわないんじゃないですか。実際はどうなんですか。

○藤澤説明員 ただいま先生のほうからお話のごさいましたように、労働基準監督官は全国で二千六百人ばかりおりますが、事業場が二百二十万というふうな数でございまして、負担がたいへん過重でございまして、そこで十分監督も行き届きませんが、従来、率直に申し上げまして、公務員関係、あるいは公共企業体関係につきまして、比較的、政府なり地方公共団体が事業主体でございまして、労働条件等につきましても二重信用をいたしまして十分な監督が、一般の民間に比べまして行き届いていないことは私も反省をしたいと思います。いま御指摘のこととございまして、今後とも自治省あるいは建設省とも連絡をとりまして、実情を十分調査いたしましてやりたいと思います。

○華山委員 この際、自治大臣がお見えになりましたから伺いしておきたいと思ひますけれども、やはり政府は、役人は法律を守らなければいけません。労働基準法というものは、これは場所にもよりますけれども、地方公務員に適用される、これを守らなければ懲役に処せられるのです。そういうことを平気でどこでもやっておる。それはひとつ十分に監督して、そうしていやくも法律に違反するようなことがないようにやっていただきたいと思います。公務員は、私も古い役人でございしますが、全力をあげて公のために奉仕する、それは私はわかります。いまの公務員というものもそうだと思いますけれども、それ

だからといって毎晩十一時までやれとか、超過勤務が毎晩毎晩三時間続くとか、そういうことまで公務員にやらせるということは、私は非現実的だと思ひます。私はそういう意味でひとつ大臣に、やはり地方官庁といへども労働問題については深い関心を持つべきだということを認識していただきたいと思います。大臣の御所見を伺つておきたい。

○永山国務大臣 御説のとおりでございますので、労働基準法その他の諸法規を順奉いたしまして適切な行政事務をやるように、今後、御注意がございしたので、一そうひとつ努力をいたしたいと考える次第でございます。

○華山委員 大臣正直ですから、今後ともか一そうとかおっしゃらないほうがいいでしょう。いままでやっていないのですから。大臣も少し役人くさくなつてきたんじゃないですか。

それから財政局長に申し上げますが、こういうところをやっているほうが、超過勤務時間の給手ですね、これが厳正に行なわれるんですね。びしと行なわれるんですよ。そうして、そういう県の話によりますと、従来よりも規律が正しくなつて、むしろ超過勤務手当は減つたといわれておる。それで、超過勤務手当の支給が不十分だからプラスアルファをつけるんだというおかしな問題は起きてこない。法を厳重に守らないから、そんな不明朗な超過勤務手当の問題なんかは、ぼやぼやぼやしたかつこうで起きていると思ひます。守るべきものは守つて、出すべき金は出す、そのほうが効率的にいくんじゃないか、御参考までに申し上げます。

それから、大臣がおいでになりましたから一言申し上げておきますけれども、これは政治家でいらつしやるからおわかりだと思ひますが、来年、地方選挙がございしますね。そして大部分の市会議員なり県会議員なり、それから知事等も改選される人が多い。その際に選挙題目といたしまして、国の道がこんなについたとか、河川は国でこ

目にならないのです。これは、国会議員にはそういうたちの悪い人がありまして、これは私のつくつた橋だのなんだのと言つて歩く人があります。国会議員のほうにはそういうことがあるかもしれせんけれども、県会議員や県知事なんてそんなことはないですよ。単独事業なんです。市町村会議員だって単独事業ですよ。単独事業をおれがやつたんだということになれば票は集まらない。それは当然なんです。悪いことじゃない。県知事や――まあ県知事はちよつと違ひますけれども、県会議員や市会議員は、単独事業をやるために当選しておるのですから、何も国のお手伝いをするために当選しておるのじゃない。それです。単独事業というのになります。ですから、選挙をやるといふことになつて単独事業も膨大になります。ところが、そうでないらしく地方財政計画は出ておりますけれども、結果におきましては、これは単独事業の圧縮がうんとくると思ひます。そうしますと来年は地方選挙を前にしまして、そういうことでは間に合はなくなる。単独事業を大きくしますよ。大きくするためにどうするの。大きくするために過度の歳入見込みをつくる。あるいは方法はない、あるいは起債面において、あるいは交付税の面において、今度またいろいろなものがあるから、交付金なんかもうかもしれません。そういうふうなものを見込みを過大に見積もつて、そして単独事業をふやして、ここはこうします、あそこはこうしますといつて自動車ややるわけですね。そうしますと、それだけの歳入はありせんから、そこで赤字が出てくる。私は、地方財政の危機というものは、地方選挙を前にした来年あたりにあるのじゃないかと思ひます。その点は重々気をつけてもらわなければならぬ。この前の赤字も、私はそういう体験をそのあとでしてまいりましたけれども、なぜ赤字が起きたか。知事も悪い、県会議員も悪い。県会議員や知事の選挙になる前に、単独事業がその三倍も五倍も増しているのです。それに

見合うために歳入を増している。歳入は入りませ

んから、そこで一べんに赤字が出たというのがある。その時の状況なんです。地方財政の危機は、私はそういうところにひそんでいっているのじゃないかと思ひます。その点は大臣、ひとつ十分に気をつけていただきたい。気をつけると思ひつたつて、指導もなかなかたいへんだらうと思ひつたつて、指導もなかなか、大臣にお願いしたいことは、そう言うところとに恐縮でございますが、大臣はときどき私のくにおいでになるようでございますが、あまりでかいことをおっしゃらないでいただきたい、そうすると、安心していい気になつてやるから。そこに財政の破綻が起きますのです。私は、その点をひとつ御注意申し上げたい。大臣お見えになつたから申し上げますが、その点について大臣、来年はあぶないですから気をつけていただきたい。それについていまから予防措置をとつておく必要があると思ひますが、大臣、いかがお考えですか。

○永山国務大臣 お説のごとく来年統一選挙がございしますので、これがために党利党略や、選挙を目的のために単独事業その他が行なわれるようなことは厳にあってはいけません。またその結果、地方財政を圧迫するようなことになることも、まことに憂慮すべきものでございします。十分ひとつお説の点については厳にきき指導をいたしたい。近く代表知事との懇談会を総理といたすことにいたしております。なお、大蔵大臣と話し合つておりますが、現地実践指導をするということにもいたしておりますので、各地におきまして、ただいまのことばを厳にひとつ胸に刻みまして、十分注意をさせたいと考えております。なお、地方に参りましては安易なことを言わずに、財政上非常な危機であるというふうな点にもぜひよく触れておるつもりでございますが、なお十分注意をいたしたいと考える次第でございます。

○華山委員 大臣、たいへんいいことを言われましたから、大蔵大臣とも相談なさつて、私の言つたとおり知事に厳重に演説をぶつていただきたいと思ひます。

これで終わります。

○岡崎委員長 この際、地方自治に関する件について調査を進めます。

秋山徳雄君。

○秋山委員 私は簡単に大臣にお尋ねを申し上げたいと思いますが、実はけさ六時のニュースだったと思うのですが、そのニュースを聞いておられます、神奈川県の中のできごとでございす。昨日だと思つておられるが、昨日、ある県議員の人が次の衆議院選挙に出るのだというところがきまつてゐるようであります。それについて千人ないし千四、五百人の人を集めて、後援会ではないでしょうが、衆議院議員にだけだれを送る会というような名称をつけて会合を開いたそうでございます。その席であつたことのついに、神奈川県知事の内山若太郎さんがその会の会長になられて、何か激励のことばを送る、こういうことが予定されておつたのでございましょうけれども、たまたま神奈川県の内山知事は、御存じのように県会も今度初めてようやく議会開会中出席ができたという程度であつて、十二月の県会は一日も出席がでなかつた。こういううぐあひであつて、過去に病氣をした人ですから、三月月か四月月休んでいないと、そうした重要な会議にも出られない、こういうことのある人間な感覚からいけば、長い間神奈川県知事をつとめてきた人でもありますし、何とかいやな思いを起さないうちに、功成り名遂げて知事を退任して行く、こういうことが私どもは望ましいことであるというふうな考へておりました。しかしながら、自分は病氣であつても、副知事に代理をせしめて、そういう会に出席をせしめて激励のことばを送つてゐる。なるほど法律の上で見れば、特別職であるから選挙運動もかつてかまかりません。しかしながら神奈川県のごとき、いま申し上げましたように、知事は欠席が長いのであります。多いのであります。そういう

う状態であつて、なかなか県政も、ほんとうに力づくで取り組んでいくことができないような立場にある。その中でそういうものまでも引き受けてやつていくということになりますと、法律ではどうかかわりませんけれども、県民感情とすれば、一体県知事は何をしておられるのだ、ほんとうの仕事はどういうことなんだ、こういう疑念が起つてくるのは当然だろふと思ひます。しかも自分が出られないだけではないとして、きのう祝辞を述べた、あるいは激励のことばを贈つたという人が、次期知事候補というところで、かなりうわさの高い人でありまふ。こういう人たちが、そういう会合をつくりながらこういうことをやつていくということになりますと、考え方によつては選挙の事前運動ではないかということもなりがちであります。なるほど検査当局の発動ということになりますと、選挙の六カ月前云々ということもあるようでありまふけれども、これを考え方によりまふと、もう地方選挙の場合におきましては、年々歳々選挙運動が巧妙になりまして、しかも期限が早まつてまいりまして、一年も一年半も前からかなり運動が続けられる。こういうことが各府県で行なわれてゐると思ひます。そういうさなかにいつて考えましたときに、それでは検査当局が発動する以前、六カ月前に打ち切つて、それまでは目一ばい運動しておいて、その六カ月前からは運動を打ち切つていく、こういうことになりまふと、何か法の網をくぐつて選挙活動をするようなことにも考えられてまいりまふし、同時にまた、現職をかさに着て、公の仕事をやそにしてそういう運動に専念をするということになりますと、これはゆゆしい問題ではなからうかという心持がしてなりまふ。そういうことを考えましたときに、私も将来の神奈川県を考へ、同時にまた、当初申し上げましたような内山さんに対する温情的な考へ方も変えていかなければならない、こういうことが考へられてくるのではないかと思ひます。そういうふうなことを考へたと同時に、自治大臣は一体どういう考へを持つてこういう問題を指導な

さつていったらよろしいか。おそらく自治大臣におきましては心組みはあろうか、こう思ひますが、それらにつきましてもお答えをいただければ幸いだと思ひます。なお、私はこういう問題を問題に取り上げることがどうかとも思ひます。しかしながら、将来各府県でそういうことがあつてはならない。私はあえてこういう機会をいただいて、わずかな時間でも、大臣からどういう形で指導をしていただくことができれば幸いだと思ひます。あわせて御回答いただければ幸いだと思ひます。○永山国務大臣 地方自治は国政運営の母体でございますし、民主政治の基盤だと考へておりますので、この自治の指導的地位にある方は厳にえりを受けて、いやしくも地方民及び国会等で非難を受けるような行動がないように自粛することがぜひ必要であると思ひます。○秋山委員 自治大臣の答へはありきたりのことございまして、それ以上言えないかも知れませんが、先ほど私が申し上げましたように、こういうことが各地で行なわれ、また神奈川県だけで考へてみても、いまは一人の候補者に対しての行為で済むかも知れませんが、神奈川県だけでも十名をこす衆議院議員候補者がいるわけですから、それに、特定の政党だけの人を見ましてもかなりの数になるはずであります。そういうことごとについて一々会長を引き受けて、一人の人の

会長を引き受ければ、あるいは他の人の会長を受けないわけにいかぬでしょう。そういうことになりまふと、何名かの人の後援会なり、あるいは衆議院へ送り出す会なり、こういうものの会長を引き受けてやつていくということになりますと、かなりそのことによつて日常の業務がさかたいていくと思ひます。そういうことが重なつてまいりまふと県民の大きな批判も出てくるのではないかと、うち心持がしてまいりまふし、もう一つは、いま大臣のおことばにもありましたように、統一選挙を前にして、うわさの人がそういうことごと何回か出て主役を演じていくということになりますと、これもいろいろな問題が起るかも知れまふ。さういふことを考へたときに、自治省のほうから何かの形でそういうことを戒めるような態度がなされるべきではないかと思ひますが、こういうことについてもう一言お答えをいただければ幸いだと思ひます。○永山国務大臣 具体的な問題につきましては、良識を持つて、しかもそれは指導者でございまして、高度の立場において、国民の疑惑を受けないうような方向でいくように厳に注意をいたさねばならぬと考へておる次第でございまして、お説もございまして、さらに一段と各地方に厳重なる注意を喚起するようにいたしたいと考へます。○岡崎委員長 次に、先ほどの二案を議題とし、質疑を続行いたします。細谷治嘉君。○細谷委員 私は一昨日の質問で、公共事業費の振りかへ分の問題、あるいは固定資産税の修正に基づく財源措置、あるいは第二種特例交付金の今後の問題、こういう問題については質問を保留しておきましたけれども、この問題はきょうもまだ保留をいたしまして、時間もありませんのでその他の問題につきましても、委員長のご指導にたいに協力する意味で二、三御質問をしたいと思ひます。第一は、今度の交付税法改正の一つのポイントとしてあげておられます四十年の国勢調査等に基づ

く人口急減補正等を含めた低種地、いわゆる財政貧弱市町村に対する措置が行なわれようとしておるのでありますが、その内容についてまず御説明を願いたい、こう思います。

○柴田護 政府委員 低種地の市町村の補正につきましては、在来からやってまいったわけでありませんが、これは御承知のように市町村民税の減収補てん償を逐次漸減してまいりますと、その部分を地方財政上逆に振りかえてまいらなければなりません。その振りがえの際に低種地市町村を重点において考える、こういうことをやってきたわけでありまして、四十一年度におきましては、市町村税、道路を中心にして應答補正係数をきめず場合に、低種地市町村を中心として考えていきた

い。それから、人口急減補正の問題は、人口急減団体について、段階補正後の数値に激変をいたしませんように補正係数を定めてまいりたい。大体段階補正後の数値を基礎にいたしまして、四十年度の人口を使いました場合よりもおおむね五年前後のところまでの減少にとどまるような方向で検討をいたしたい、こう考えておりまして、現在いろいろ作業をいたしておる段階でございます。

○細谷委員 貧弱市町村については、過去からある程度の補正を行なつてまいったわけでありまして、けれども、今度の国勢調査を見ますと、全国的な傾向をいたしましては都市に集中する。しかも太平洋ベルト地帯、四大工業地帯といわれましたけれども、今日では実質的には三大工業地帯、こういうものを中心にしたしまして人口が集中してまいっておりまして、とにかく田園都市等はほとんど減つていく。農村はむしろ減つていく。それから太平洋ベルト地帯とその周辺だけが人口がふえていておる。やがて日本の八割というのは太平洋ベルト地帯に集中するだろう、こういうことまで推定されておるのですが、もう一つは産炭地等において非常に激変が起つておる。私どもの住んでおる県でございますけれども、二万人という市が生まれたのですよ。ものすごい激変なんです。

す。これは人口四万ちょっととしておったところでございますけれども、二万二百人ぐらいの市が現実には生まれわけですね。いま局長の御答弁ですと、段階補正をした後の減が五割ということになりますと、これはあまり効果はないのじゃないかと私は思うのです。おそらく段階補正をした後に五割といふと、実際には人口が一割ぐらい減つたという形になるんじゃないかと私は思うのですが、その辺はいかがですか。

○柴田護 政府委員 おことばでございますけれども、非常に効果があるんでございます。したがって、単位費用も上がつておりますし、ほかの数値の変動、ほかの補正係数との相乗関係の影響も出てまいるわけでございますし、まあその程度のところで押えればば満足すべき結果が得られるんじゃないかという感覚で補正係数を検討いたしております。激変緩和でございますから、前のものよりも全然減らないということであれば数値を代用しておればいいのであって、さような補正係数を考える必要もないわけでございます。

補正係数を考えます以上は、逐次その急激な変動というものは緩和されていくという形をとるべきでありますので、前の数値そのものをとるわけにはまいりません。やはりその場合段階補正後の数値をとりまかせんと、人口が減りますと補正係数が上がりますから、逆にほううっておきますれば、ほううておいてかえつて段階補正の係数が働き過ぎて人口急減の効果以上に、つまりもとの需要以上に上がるという場合も考えられるわけでございます。したがって、一般的には五割減程度のところを押えれば、ほぼ満足ができるだろうというふうに考えております。しかし、御指摘の都市は山田だと思ひますけれども、これは全く例外の例外で、人口が半分以上になつちやつたというの、産炭地の中で二、三ございいます。これは全然別個の問題で、人口急減補正で救い得ないものが別にある。これは別途の救済方法を考えていかなければいけないのじゃないか、かように考えます。一つのメカニズムでございますので、メカニ

ズムをとりまします場合には、やはりそういう程度の一般的な押え方をして、それにはずれる特殊のところは特殊のことを考えていかなければならぬだろうというふうに考えております。

○細谷委員 特殊な現象は、私は今度の国勢調査を見ますと、人口は減つておりますけれども世帯数はふえておるといふ現象が、大体一般的に出ていわけですね。人口はたとえ何万人も減つた、しかし世帯数は逆にふえておる。たとえば福岡県を例にとりましますと、人口は減つておりますけれども、世帯数は十万余いふえておるわけですね。人口が減りましたけれども世帯数がふえたということは、財政需要額というのにはば変わらぬということですね。へたをしますと、財政需要はかえつてふえるということだと思ふんですよ。私はそういう現象から、あとで大臣がおりますから……大都市の財政、これは一昨日の局長の答弁では、二十八年や九年ごろの財政需要とは違ふんだ、もつと深刻だ、そのとおりです。しかも問題は、多種多様に出てきておるわけですね。しかもあのころは、やはり貧弱市町村という市町村が集中的に出てきておつたけれども、今度はそうじゃない、市町村にも火がついておる、都市にも火がついておる、大都市にも火がついた、こういうかつこうになつておるわけですね。そこで私は、たとえば人口が三十五年と変わらぬというところに対しては、これは従来どおりでいいでしょう。一〇〇は一〇〇です、プラス、マイナスないわけですね。しかしふえ方が多いところ、減り方の多いところというのは、何らかの幾何級数的な補正をすべきだと私は思ふ。たとえば五割減つたのは、一〇割ぐらいの逆に補正をしていく、こういうことが正しいんじゃないか、こう思ふんです。この点はどうか。

○柴田護 政府委員 補正をいたします場合には、単純補正というよりか、むしろおっしゃるような方向でものを考えるべきだということにつきましては、基本的に同意でございます。従来も、大都市等人口が急増いたします団体においては、住民登録の人口をかりに拝借してまいりまして、住民登録の人口というのは実は正確度を期したたものであるから、なかなかむずかしいのでございますけれども、これをある程度比率換算をして使つてきたわけでございます。しかしそこでやはり問題が残つておりますのは、昼間人口をどうするか、東京で言いますならば百五十万といわれま

すし、大阪で何十万といわれまますが、この昼間人口の流動量に伴う財政需要をどう算定するか、これが的確な資料がないわけでありまして、昼間人口というものを調べておらぬわけでございます。各都市が適当にやつたものはございまして、けれども、公式の資料ではございせん。そこでなかなか補正係数の線に乗つてこない、これをどうするかということに非常に苦慮しておつたのでござい

ますが、従来は住民登録人口の増減というものの係数、傾向線を描きまして、この傾向線を基礎にして補正係数をとつたわけでございます。最近の私どもの感覚では、どうも住民登録人口だけではいかぬのじゃないか、何か別のそういった昼間人口の増減等を反映する需要を入れてこなければいかぬじゃないか、たとえば一番端的な例を言いますと清掃関係であります。清掃関係あるいは道路関係、こういったものの基準財政需要の補正にそういう資料自体を入れなければいかぬじゃないかというふうに考えておりますけれども、具体的ななかなか技術的にびたりとした係数が見当たらない、それで苦慮しておるといふような現状でございます。しかし、いずれにいたしましても、おっしゃるやうに人口の非常に極端な財政需要があるわけでございますので、やはり極端な財政需要があるわけでございますので、それにつきましてはなお十分検討し努力してまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○細谷委員 大臣、この問題に関連してちよつとお尋ねしたいのですが、たとえば一つの市というのは一人の県会議員を選ぶといふことになつていわけですね。一人に限りませんが、最低一人になつていわけですね。これは大体その県の人口当

たり、たとえば四万五千人で一人の県議員が選ばれるとしますと、二万人くらいの市になりますと、〇・四くらいしかあたらないようになつて、県議員の定数との問題が起つてくると思ふのですが、これはどういふふうにする御方針ですか。

○永山國務大臣 ただいま御審議をいたしております。永山選挙人名簿の制度の法案の中に、各府県が自主的に、そういうような人口の減によつて、その地域の議員を失うような場合においては、自分の間現在のままにすることができるといふ法案をいま御審議をいただいております。そこで、その県の現情に応じて自主的に県できめていただく。すなわち現状のまま議員を置くことができるというところの案をただいま御審議をお願いをいたしておるところでございます。

○細谷委員 ということは、その県の条例で定数配分がきまるわけですが、市については人口の急減があるけれども、県議員の定数はなお従前の例によつてやる、こういう自治省の御方針だと理解してよろしいわけですか。

○永山國務大臣 そういふような方針をその県の現情に応じて県がきめることができるというような法律案でございます。

○細谷委員 きめなくてもいいわけですね。

○永山國務大臣 その県において自主的にきめることになつておるのでございます。

○細谷委員 それは町村の場合は別として、おそらく市の場合には県議員一人というものは、これはむろん市の規模というのが三万とか四万とか、まあいま五万という基準になつていますから問題ないわけですが、こういう石炭問題ということに関連して急減が起つたわけですね。しかし市であることは間違いないわけですね。市であれば人口に応じて最低一人の県議員が出るわけでありまして、たとえば二万二百人なんというところになりますとやはり問題が起つてくるのではないかと、こういう点についてやはり自治省はどうこれに対処していくかということが必要で

あろうと思ひますから質問したのです。自治省の考えは自治を尊重するという形でありまして、少し不適当でありますから、これ以上はききうは質問いたしません。

そこで、時間もございませぬから大臣にお聞きしたいのでありますが、いま財政局長から答弁があつたのでありますけれども、この間大阪市の市長が来まして、この税の問題について会つたのであります。大阪の市民の納める税金のうち一〇％しか入つておらず、一〇％が市税なんだ、こういうことを言つておりました。そうして、もう少し内容を見てみますと、住民税が六・五％、市が八・二％でありまして、一般的にいいますと、大府県民税と市町村民税というのはいくらにの比率だといふよりも、この場合は六対八の比率ですね。法人税は事業税も含めまして六対八の比率で入つて、そして市に四〇％しか入つてないのです。こういうことなんですね。そして今度は大都市の例を見ますと、たとえば周辺では、これは三十九年でありまして、ある市では人口一人当たり三万五千五百円の税額が入つておる。ところが大阪市の場合は七千四百円しか入らないのです。周辺では七千四百円しか入らない。大阪市では七千四百円しか入らない。この周辺から来る人たちは、大阪には八十三万流入してくるというわけですね。東京ですと、百二十万くらい流入してくるというわけですね。この人たちはやはり昼間つとめて、水も飲むわけですね。小便もするのです。こみも出すのです。そうなつてまいりますと、これはやはり税金は周辺に入つて、そしてその都市には要らぬものだけ落ちていく。これを見ても、一万円札は絶対に落ちないわけですよ。こうなつてまいりますと、指定都市という問題は、これは大阪なり東京に限らず、まあ東京はたまたま都政でありまして、府県の行政と市町村の行政というものが一本になつておりますから、相補いつついたしますからあまり目立ちませんけれども、府の中に指定市がある、県の中に指定市があるということになつてまいります

と、こういう現象が起つてくると思ふのです。ですから、これはどうしても、法人活動をしておるようなのが指定市なのでありますから、何らかの方法を考へてやらなければいけないのじゃないか。府県のほうから市に自主財源を移せとか、一定のワツクの中の交付税をどうのするとか、問題では片づかぬ問題だと思ふ。自治省としてはどういふふうにお考えになつておられるのか。これはたいへんな問題です。これから首都圏とか近畿とかいふものを審議する、こう言つておられます、新産都市等で人口の規律化をして、分布を集中しないようにして、そして地方に都市をつくらうといふことでやつておられますけれども、現実にはどんな集中度が激しくなつてきておる。そしてその中心都市といふのは財政難にきゆうきゆうとしておる、こういう実情でありまして、首都圏とか近畿圏といふ法律をやる、あるいは新産都市をやる、ますますその集中度が激しくなつてきておる、こういう現状なんです。この問題にどういふふうに対処するおつもりなのか、ひとつ大臣の御意見を伺つておきたいと思ふ。

○永山國務大臣 やはり根本的に再検討する時期が来ていると思ふのであります。したがって、いましめて、事務並びに財源の再配分、補助事業の合理化、あるいは公営企業関係におきましても地下鉄の建設関係の問題、こういったような諸種の根本問題を解決したさなければならぬと思つておるのでございます。これらの根本問題については地方制度調査会で十分検討を続けて、必ず指定都市の問題を前進させなければいかぬ、財源問題を確立しなければいかぬと考へておるのでございます。が、本年度はとりあえず、財政当局から具体的に御説明願ひますが、ガソリン税の移譲等の配分問題その他近畿圏、首都圏等、あるいはかさ上げ等の問題、こういうような体制を一応とりながら根本問題を解決していきたくと思つておる次第でございます。

○細谷委員 都市の問題ができましたから少ししました、財政局長はいや絶対にやつていふと言ひで

しょうけれども、たとえばごみなり、し尿の単位費用等、まあ年々改定されておりますけれども、主管省である厚生省がこうしてほしいという最小限度もこれは満たしておらないのです。今度四百七十六円ですか、三十九年から独立いたしました年々上げてきておりますけれども、これはやはり交付税の見方も足らぬ。指定都市に対してはきわめて冷淡。社会開発とおっしゃるけれども、そういう清掃関係のことについてはきわめて冷淡。そして新産都市でいきなさい、首都圏なり近畿圏でいきなさい、きれいでございまして、指定都市でいけません、ごみは山と積もる、便所は一ぱい、そして指定都市はもう行き詰まつておる。財政的にも行政的にも行き詰まつておる、こういう事態になつておるようには私は思ふ。どうもペーパーの上でこうやればよくなるのだといふけれども、金部それがさかきになつておる。工業出荷額をもっと均等するんだ、こう言つておられますけれども、この間出した統計によりますと、そんなことではありません。やはり東京周辺あるいは中部周辺あるいは近畿周辺にどんどんウエートがかつていく、こういう実態なんです。労働力の分布もそのとおりです。こういうことは詳しくはいずれまた次の法律に関連して質問しますけれども、ずいぶん冷淡のように思ふのです。こういう態度を改めてもらなければいかぬと思ふのですが、ひとつ大臣と財政局長の御答弁を伺つておきたいと思ひます。

○柴田(護)政府委員 大阪のお話が出ておりましたが、大阪というところは全く特殊なところで、同じ指定都市の中でも大阪はちよつと違ひまして、金持ちが全部大阪市内から逃げたつたわけですね。現在大阪の中の中金持ちと称せられるものの六割というものは、大阪で働いてはおられませんが、相当の資産家というものの住居は全部周辺にあるわけでございます。大体四割くらいしか市内におられませぬ。したがって、西宮とか尼崎とか豊中という周辺のああいふところが大阪に比べますとみなわりと裕福になりまして、昔の非

常に繁栄を誇った時代の大阪市と周辺都市との間に富の配分が変わってしまったわけですね。そこへ持ってきて、働く場所はやはり大阪市内でございまして、その間に御指摘のような現象が起こってくる。これをどうするかという問題は、事大に配慮をしなければならぬというふうに私は思います。

それから指定都市全体に關しまして冷淡だというおことばでございすけれども、確かに数年前は五大市はすべて富裕団体でございすというところでもって、端的に申し上げまして冷淡であつたかも知れません。しかし少なくともここ数年はわれわれは態度を改めておるつもりでございす。現に諸般の財源措置は、態度を変えて、起債等につきましても積極的のいろいろ認める方向で動いておりますし、補正係数その他につきましても、私どももいたしましては、財源の中ではございすけれども、極力できるだけのことはしてきてたつもりでございす。しかし、もちろんそれだけで十分とは決して申すわけではございせん。基本的にはやはり大都市、都市の税制をどうするかという問題だろうと私どもは考え、本年度もそういうことでのいろいろ施策を講じてきたわけでございます。もちろん十分でございせんけれども、基本的にはそういうことであらうと思ひます。また同時に、指定市側もやはり従来からの財政運営態度というものを刷新してもらわなければならぬ。これは御指摘のありました大阪市内におきましては漸次そういう機運も出ております。昨年あたりから財政運営態度がすっかり変わつてきております。しかし、まだそうでないところもあります。これはわれわれも態度を変えなければいけませんけれども、指定市側もその気になつてもらわなければいかぬと思ひます。私どもも今後そういう態度で、さらに財源の配慮その他につきまして努力をするつもりでございす。しかし指定市側もそういう気になつていただきたい、こういうぐあいに希望をいたしておるわけでございます。

○細谷委員 すぐ指定市側が指定市側がというところで、責任をそつちへ持つていこうとするのです。が、いま私がそのごく一端を申し上げたように、財政構造そのものがもう決定的なものなんです。それはなるほど過去において裕福だったでしょう。今日は財政構造そのものが——おそらく財政局長の言いたいことは、国家公務員より少し給料が高いではないかということをお願いしたいのではありません。そんなものよりも今日では、やはりその点もありません。ありましようけれども、問題は根本的なところにあるわけですね。それは私はもう全く正しいのだというのを言つておるわけではないのですが、それは積み上げなんです。積み重ねたところ根本的な問題があるのだ、こういうことだと私は思ふのです。ですから、やはり一番根本を突いてもらふねと、責任を自治体におつかせても困るわけなんです、その辺は十分に配慮してやつていただきたいと思ひます。それからまたことばで逃げてしまひましたけれども、清掃のほうを忘れておるでしょう。

○柴田(護)政府委員 私は根本問題を逃げようという気持ちは少しもございせん。ございせんから、いままでいろいろなことをやつてきたわけでございます。しかし根本問題を片づけられればすべてのものが片づくのだという根本問題ばかりやつておりました。ものごとにはよくなりません。したがって、できるものからやつていく、こういうことではございせん。私は、市当局も考えてもらわなければならぬということをお願い申し上げましたのは、何も人件費のことを目のかたきにして言つたわけではございせん。ああいうところではございすから、多少給料は高いかも知れません。高ければ高いで、能率的に働ける体制をとつてもらえればいい。ただ給料は高くして人間は多いということでは困るわけでありす。それから仕事の施設等を考えてみますと、これは前に私どものほうから調査いたしましたときに指摘をいたしたと思ひますけれども、たとえば府との間に非常に

仕事の重複がある。私どももこれは反省しなければいかぬわけでありす。どちらかがやれば片づくものを、どちらか手を出す、あるいはどちらか手を出さないということがいろいろあつて、そのためにいろいろ問題があるのじゃないか。そういう面につきましても、お互いにその気になつてやつてもらいたい、こういうことを私申し上げておるわけでありす。

清掃の問題は、ことしの基準財政需要額の中では約六十三億円の増強をはかつております。その中の割り振りは、交付団体は三十七億、不交付団体が二十六億であります。その中身は、交付団体で申しますと、人員も若干ふやしておりますし、それからごみの収集間隔も縮めております。し尿終末処理につきましては、し尿消化槽等の耐用年数を短縮しております。これを短縮するということは、基準財政需要を高めて施設更新、近代化をはかる、こういう趣旨でございすから、まあ先生から言われれば、なんだそれっぽつちかと言われるかも知れませんけれども、非常に苦しい財政事情の中でこれだけのことをやるということは、やはり清掃というものの対して非常に熱意を持つておる証拠だというふうな御認識いただきたいと思ひます。

○細谷委員 その熱意なんというものは私は評価できないのだけれども、それはいい。

行政局長、さつき大臣に聞いたのだけれども、市から県會議員がいなくなつたらどうなりますか。

○佐久間政府委員 現在、郡市の区域によるということになつておりました、ただ御承知のように議員一人当たり人口〇・五未満のところは合区するといつたてまえになつております。おそらくお尋ねは、今回の人口の移動によりまして、一つの市だけでは定数一が配當できない、こういうケースが起こるのじゃないか、こういうお話かと存じますが、この場合も、現行法でも〇・五未満のところではございすれば合区することになりますので、これは府縣議會におきましてお話し合ひ

をいたして、条例で、新しい人口に基づいて再検討をしていただく、こういうことになるわけでありまして、一つの市から全然縣會議員が選出されないというような事態にはならないと考えておるわけでございます。

○岡崎委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、今日はこれにて散會いたします。

午後零時三十一分散會